環境一般

環境行政のあゆみ

［1976(S51)～2026(R8).3］

年月	環境対策関係	廃棄物関係
1976(S51).2	住友化学工業(株)と公害防止に関する基本協定及び細目協定の全部を改定	
3		佐野埋立場汚水収集施設が完成
11	パルプ工場排水口を中心とした大野川流域水銀底質調査を実施	ごみ減量対策としてモデル地区で「有価ごみ集団回収」を開始
1977(S52).1		市内全域で有価ごみ集団回収を開始
10	大分地域硫黄酸化物総量削減計画を策定	
11		米良清掃工場汚水処理施設が完成
1978(S53).3	大分地域公害防止計画(第２次)について承認	鶴崎ごみ焼却場を閉鎖 大洲園処現場のし尿処理施設を改造し浄化槽専用処理施設(200kℓ／日)が完成
4	振動規制法の規制地域を指定	大分市廃棄物処理施設管理規則を制定
1980(S55).7	(水質汚濁防止法に基づくCODの総量規制が施行) 悪臭防止法に基づく規制地域、規制基準が施行	
10	三井造船(株)と公害防止協定を締結	大洲園処理場の高度処理施設(500kℓ／日)が完成
1981(S56). 3		鬼崎埋立場の埋立処分地施設整備完成
12		鬼崎埋立場に粗大ごみ処理施設が完成、鬼崎不燃物処理場と名称変更
1982(S57).7		空き缶クリーン作戦「空き缶回収・リサイクル事業」を開始
1983(S58).3	大分地域公害防止計画(第３次)について承認	
4	東京芝浦電気(株)と公害防止協定を締結	
9	九州電力(株)と公害防止協定を締結	
11	東京芝浦電気(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
1984(S59). 1		大洲園処理場の管理棟が完成
3		大洲園処理場脱水機設備が完成
6		使用済み乾電池の試行回収(モデル地区)を開始
1985(S60).4	大分液化ガス共同備蓄(株)と公害防止協定を締結 騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
9		使用済み乾電池の回収開始(市内全域)
1986(S61).3	(株)東芝と公害防止に関する細目協定の全部を改定	佐野埋立処分地浸出液処理施設が完成
9		東部清掃センターが供用開始(米良清掃工場、佐野埋立場廃止)
10		大分市環境美化に関する条例を制定
1987(S62).3	大気汚染常時監視テレメータシステムを導入	
10	鶴崎パルプ(株)との公害防止に関する覚書を本州製紙(株)に承継	
1988(S63).3	東陶機器(株)と公害防止協定を締結 本州製紙(株)と公害防止協定を締結 播磨耐火煉瓦(株)と公害防止協定を締結 大分地域公害防止計画(第４次)について承認	
6	都市内河川水質汚濁対策連絡調整会議(国、県、大分市)を設立	
8	生活雑排水広域推進事業(環境庁委託)を実施	
10	本州製紙(株)と公害防止に関する細目協定を締結 東陶機器(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定 住吉川浄化対策推進協議会が発足	
1989(H1). 3	新日鐵化学(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定 昭和電工(株)及びそのグループ各社と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
4	大分市騒音防止条例の施行規則の一部を改正	
7	東陶機器(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
8	(株)東芝と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
1990(H2). 4	悪臭防止法施行令の一部改正に伴い規制4物質の追加及び規制地域の一部を見直し	

10	汚濁河川対策計画作成等調査(環境庁委託)を実施	
1991(H3). 8		ごみ減量・リサイクル推進事業庁内検討委員会が発足
9	生活排水対策重点地域に指定	
11		ごみ減量・リサイクル推進対策協議会が発足
1992(H4). 1	昭和電工(株)及びそのグループ各社と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
2	大分市生活排水対策推進計画を策定	
3	九州石油(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定 大分市生活排水対策推進計画を策定	鬼崎不燃物処理場浸出水調整池が完成
4		生ごみ処理容器貸与事業を開始(モデル地区)
8	開放型事業場騒音対策検討調査(環境庁委託)を実施	
9		空き缶リサイクルカーを導入
1993(H5).3	大分地域公害防止計画(第5次)について承認	
4		大分市有価ごみ集団回収事業報償金の交付を開始
1994(H6). 4		ごみ処理手数料及び施設使用料を改定
6	尼ヶ瀬川周辺地域生活排水対策モデル事業を開始 生ごみ処理容器貸与事業を開始(市内全域)	
8	大分市環境審議会条例を施行	
11	東陶機器(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
1995(H7). 4		一般廃棄物(事業系ごみ)収集運搬業の許可を開始
7	九州電力(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
9	(株)東芝と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
1996(H8).10	OITA自然観察ガイド(市内 10 コース)を作成 本州製紙(株)との公害防止に関する協定を王子製紙(株)に承継	
11	昭和電工(株)及びそのグループ各社と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
1997(H9). 2	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
4	(中核市に移行) 九州石油(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	産業廃棄物対策事業、浄化槽対策事業を開始 事業系ごみの市直営による有料収集を廃止 福宗清掃工場が供用開始 家庭ごみ収集の推奨袋(透明または半透明)制度を導入 資源物(缶・びん・ペットボトル)の分別収集を開始(第1次実施地区)
7	昭和電工(株)及びそのグループ各社と公害防止に関する細目協定の一部を改定 東陶機器(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
10		大分市合併処理浄化槽設置指導要綱を制定
1998(H10).1		資源物(缶・びん・ペットボトル)の分別収集を開始(市内全域) 犬・猫等の死体収集運搬業務を民間に委託
2	大分地域公害防止計画(第6次)について承認	
5	王子製紙(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
12		大分市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例を制定
1999(H11). 3		大分市清掃事業審議会条例を制定 大分市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例施行規則を制定
12	王子製紙(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
2000(H12).1	(ダイオキシン類対策特別措置法施行)	
3	大分市環境基本計画を策定 新日本製鐵(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
4	ハリマセラミック(株)との公害防止協定を黒崎播磨(株)に承継	
6	(株)東芝と公害防止に関する細目協定の全部を改定	大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例を制定
11		エコ・エコプラザ(府内町)を開設
12	大分市騒音防止条例及び同施行規則の一部を改正	
2001(H13).3		エコショップ認定事業を開始 大分市産業廃棄物適正処理指導計画を策定

4		「新聞類」「その他紙類」「布類」の分別収集を開始 家電リサイクル法の施行に伴う一般廃棄物（特定家庭用機器廃棄物）の収集運搬を許可制に移行 電動式生ごみ処理機購入補助事業を開始
12	住友化学工業(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
2002(H14).2	大分地域公害防止計画(第7次)について承認	
3	大気汚染常時監視テレメータシステム更新	
4	大分市地球温暖化対策実行計画を策定	新大洲園処理場が供用開始
9		不法投棄監視カメラを市内 5 箇所に設置
10	王子製紙(株)との公害防止協定を王子板紙(株)に承継	
11	新日本製鐵(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定 王子板紙(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
2003(H15).2	(土壌汚染対策法施行)	
3	九州石油(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
4		東部清掃センターを建て替え、佐野清掃センターに名称変更し供用開始 大分市と由布市、臼杵市及び竹田市の4市による、可燃ごみの広域処理を開始
6	(株)東芝と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
8	昭和電工(株)及びそのグループと公害防止に関する細目協定の全部を改定	
10	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
2004(H16).2	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
3	九州石油(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定 新日本製鐵(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定 大分キヤノン(株)と公害防止に関する基本協定及び細目協定を締結	エコ・エコプラザを閉館
4		きれいにしようえおおいた推進事業を開始
9	大分キヤノン(株)と公害防止に関する細目協定を改定	
10	野津原、佐賀関両町との合併に伴い、騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
2005(H17).1	(野津原、佐賀関両町と合併、新大分市発足)	野津原町との合併に伴い大分郡環境衛生組合に加入
8		リサイクル可能な紙類の清掃工場への持込を禁止
10		大分郡環境衛生組合を由布大分環境衛生組合に改称
2006(H18).2	大分キヤノンマテリアル(株)と公害防止に関する基本協定及び細目協定を締結	
	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
3	新日本製鐵(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
4	日鉱金属(株)との公害防止協定を日鉱製錬(株)に承継	「古紙・布類」の収集運搬業務を民間に委託
7		大分市ポイ捨て等の防止に関する条例施行、府内町等をポイ捨て防止等強化区域に指定
12	大分市環境基本条例を制定	
		生ごみ処理機器購入補助事業における対象機器にディスポーザを追加
2007(H19).1	大分市環境基本条例を施行	
3	南日本造船(株)と環境保全に関する基本協定及び細目協定を締結	大分市一般廃棄物処理基本計画を策定
4		大分エコライフプラザを開館
		ごみ新分別(8分別から 12 分別に細分化)を開始 プラスチック製容器包装(資源プラ)・缶・びん・ペットボトルの委託収集を開始 福宗環境センターリサイクルプラザが供用開始
		あわせ産業廃棄物の清掃工場・埋立場への持込を禁止(脱水汚泥は除く)
12	地球温暖化対策おおいた市民会議を設立	

2008(H20).3	大分地域公害防止計画(第 8 次)について承認 新日本製鐵(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	大分市産業廃棄物適正処理指導計画を改定 不法投棄監視カメラを 3 台新たに設置(合計 8 台)
	大分市環境基本計画を改定	
4		一般廃棄物処理業許可手数料を改正 生ごみのコミュニティ回収事業を開始 関崎清浄園し尿処理施設を廃止 大洲園処理場へ旧佐賀関町のし尿・浄化槽汚泥搬入を開始
6	大分市地球温暖化対策行動指針を策定	
9	昭和電工(株)及びそのグループ各社と公害防止に関する細目協定の一部を改定 住友化学(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
10	九州石油(株)との公害防止協定を新日本石油精製(株)に承継	
2009(H21).4		段ボールコンポスト普及啓発事業を開始
9	【微小粒子状物質(PM2.5)に大気環境基準が設定】 黒崎播磨(株)との公害防止協定を廃止	ごみ収集車両にハイブリッド車(3 台)を導入
2010(H22).4	日鉱製錬(株)との公害防止協定をパンパシフィック・カッパー(株)に承継	特定地域(荷揚町校区ほか)においてごみ収集運搬業務を民間に委託
7	新日本石油精製(株)との公害防止協定をJX日鉱日石エネルギー(株)に承継	
2011(H23).6		有価物集団回収事業報償金の対象品目に廃食油を追加
8	新日鐵化学(株)との公害防止協定をNSスチレンモノマー(株)に承継	
2012(H24).3		ごみステーションからの資源物の持ち去り行為を禁止
8	新日本製鐵(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
2013(H25).2	大分市アライグマ防除実施計画を策定、アライグマの防除を開始	
3	大分市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)を策定	大分市一般廃棄物処理基本計画を改定 大分市産業廃棄物適正処理指導計画を改定
4	TOTO(株)との公害防止協定をTOTOアクアテクノ(株)に承継	
6		使用済小型家電の拠点回収を開始
7	九州電力(株)と公害防止に関する基本協定及び細目協定の一部を改定	大分駅南口駅前広場等をポイ捨て防止等強化区域に追加指定
12		大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正 大分市廃棄物処理施設条例の一部を改正
2014(H26).3		大分市廃棄物処理施設整備基金条例を制定
4		有価物集団回収事業における紙類・布類の報償金額を引き上げ ごみ拾いパートナー制度を開始
6		市内8郵便局と「不法投棄の情報提供に係る協力活動の協定」を締結
11		家庭ごみ有料化制度を開始
2015(H27).2		(一社)大分県産業廃棄物協会と災害廃棄物処理の応援に関する細目協定を締結
5		ごみ減量・リサイクル推進懇談会を開始
2016(H28).3		大分市産業廃棄物適正処理指導計画を改定
	(株)東芝との公害防止協定を(株)ジャパンセミコンダクター及びソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)に承継	
10		カセットボンベ等穴あけ不要化事業を開始
12		3 きり運動の「食べきり！おおいた 30・10 運動」を開始
2017(H29).3	大分市環境基本計画を改定 大分市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)を改定	大分市一般廃棄物処理基本計画を改定 大分市災害廃棄物処理計画を策定
4	新日鐵住金(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	有価物集団回収事業報償金の対象品目にアルミ缶・スチール缶を追加 「ポイ捨て等防止パトロール団体」、「不法投棄監視ネットワーク団体」を「きれいにしょうえ大分推進事業」に統合
11		家庭ごみ有料化制度について検証した結果、制度の継続を決定

2018(H30).4	南日本造船(株)との環境保全協定を(株)南日本造船に承継	
7		パソコンなどの使用済小型家電の宅配便回収についてリネットジャパン株式会社と協定を締結
8		リネットジャパン株式会社との協定に基づく回収を開始
2019(H31).2	パンパシフィック・カッパー(株)及び日本鋳銅(株)との公害防止に関する細目協定の全部を改定	
3		一般廃棄物処理施設整備基本計画を策定
2020(R2).3		大分市一般廃棄物処理基本計画を改定
4	パンパシフィック・カッパー(株)及び日本鋳銅(株)との公害防止協定をJX金属製錬(株)及び日本鋳銅(株)に承継	
11		家庭ごみ有料化制度について検証した結果、制度の継続を決定
2021(R3).3	大分市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)を改定	大分市産業廃棄物適正処理指導計画を改定
4		大分市食品ロス削減推進計画庁内推進委員会が発足 大分市食品ロス削減推進計画策定委員会が発足 有価物集団回収事業報償金の対象品目にびん類を追加 生ごみ処理機器購入補助事業における補助率を引き上げ
2022(R4).3		大分市食品ロス削減推進計画を策定
4		高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業の開始
12	日本製鉄(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
2023(R5).1	昭和電工(株)及びそのグループ各社の昭和電工(株)との公害防止協定を昭和電工マテリアルズ(株)に承継 (昭和電工マテリアルズ(株)から(株)レゾナックへ商号変更)	
3		大分市災害廃棄物処理計画を改定
4	騒音に係る環境基準の地域指定を野津原地区に適用 騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
5		小型充電式電池の拠点回収の開始
11		家庭ごみ有料化制度について検証した結果、制度の継続を決定
2024(R6).4		事業系一般廃棄物収集運搬業新規許可の制限 有価物集団回収事業における缶類・びん類・廃食用油の報償金額を引き上げ
6	JX 金属製錬(株)及び日本鋳銅(株)との公害防止に関する細目協定の一部を改定	
8	(株)ジャパンセミコンダクター及びソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)との公害防止に関する細目協定の一部を改定	
9	大分市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)を改定	
2025(R7).1	(株)レゾナック及びそのグループ各社の(株)レゾナックとの公害防止協定をクラサスケミカル(株)に承継	
3	大分市環境基本計画を改定	
2026(R8).3	JX 金属製錬(株)及び日本鋳銅(株)との公害防止に関する細目協定の一部を改定	

大分市環境基本条例

私たちが住む大分市は、緑深き山々、水量豊富な大野川、大分川、豊穣な豊後水道に面した美しい海岸線などすばらしい自然や景観に恵まれている。また、古くから瀬戸内海の海路に通じる要衝として人々が盛んに交流し、優れた歴史的文化的遺産と固有な風土が形づくられるとともに、新産業都市の指定を受けて以来、国内でも有数の工業都市として発展している。

一方、資源やエネルギーを大量消費する現在の社会経済システムの中、私たちは快適で便利な生活を享受しているが、事業活動や日常生活における活動の拡大に伴う環境への負荷の増加が原因で、地域においては廃棄物の処理、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題、また、地球規模では、地球温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化等さまざまな問題が生じ、生物の生存基盤である地球の環境が脅かされるに至っている。

私たちは、自らが引き起こしたこれら環境問題の解決を図り、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくことが、私たちに課せられた重要な責務であることを認識し、一人ひとりがこれまでの利便性と物質的な豊かさを優先させてきた社会経済活動や生活様式を見直し、人と自然が共生する環境優先へとその意識の転換を図っていくことが必要であると考える。

こうした決意のもと、市、事業者、市民がそれぞれの立場で、また相互に協力して環境問題の解決に努めることにより、人々が良好な環境の中、心の豊かさをはぐくみ質の高い生活を営むことができる社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びにその環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

２　環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境を有する本市の特性を活かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

３　環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、環境に配慮した持続可能な社会が構築されるよう行われなければならない。

４　地球環境保全は、すべての者がそれぞれの事業活動及び日常生活において、これを自らの課題として環境に配慮した行動を行うことにより、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、地域の構成員として、地域の環境の保全及び創造に貢献するよう努めなければならない。

４　前３項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（施策の基本方針）

第７条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1)　人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2)　生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3)　人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(4)　水や緑に親しむことのできる生活空間の形成、地域の特性を活かした景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用等が推進されること。

(5)　環境への負荷の低減が図られるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。

(6)　環境の保全及び創造を行うに当たって、市、事業者及び市民が協働して取り組むことのできる仕組みが構築されること。

(7)　地球環境保全が推進されること。

（環境基本計画）

第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「大分市環境基本計画」という。）を定めなければならない。

２　大分市環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　環境の保全及び創造に関する目標及び施策の基本的方向

(2)　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、大分市環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、大分市環境審議会条例（平成６年大分市条例第７号）第１条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、大分市環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、大分市環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第９条　市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

（事業に係る環境配慮）

第１０条　市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（規制の措置）

第１１条　市は、環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

２　前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

（協定の締結）

第１２条　市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

（経済的措置）

第１３条　市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるように誘導するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する措置について、その効果、影響等を調査し及び研究するものとする。

（環境の保全及び創造に関する事業の推進）

第１４条　市は、公共下水道、公共的な廃棄物の処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用等の促進）

第１５条　市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（調査の実施及び監視等の体制の整備）

第１６条　市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を行うものとする。

２　市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興等）

第１７条　市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の促進等）

第１８条　市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境美化活動、生活排水浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するために行う環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定及び計画の作成、その計画の実施及び実施体制の整備並びにこれらの実行状況の点検等からなる環境の管理が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境情報の提供）

第１９条　市は、第１７条に規定する環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興等並びに前条第１項に規定する事業者、市民又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必

要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（市民等の協働）

第２０条　市、事業者、市民及び民間団体は、協働して環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第２１条　市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（財政上の措置）

第２２条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（年次報告）

第２３条　市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするための報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（地球環境保全の推進）

第２４条　市は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた地球環境保全に関する行動の指針を定め、これに基づく行動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市は、地球環境保全において、地球温暖化対策が果たす役割の重要性にかんがみ、事業者、市民及び民間団体と協働して地球温暖化対策を推進するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に策定されている環境の保全及び創造に関する基本的な計画であって、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第８条第１項の規定により定められた大分市環境基本計画とみなす。

大分市環境審議会条例

（設置）

第１条　環境基本法（平成５年法律第９１号）第４４条の規定に基づき、大分市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

（組織）

第３条　審議会は、委員２７人以内を持て組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　市議会議員

(3)　関係行政機関の職員

(4)　その他市長が適当と認める者

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により選出する。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長がその議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第７条　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（部会）

第８条　審議会は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

２　部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

（庶務）

第９条　審議会の庶務は、環境部において処理する。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　　則　　抄

（施行期日）

１　この条例は、平成６年８月１日から施行する。

（大分市公害対策審議会条例の廃止）

２　大分市公害対策審議会条例（昭和４０年大分市条例第１２号）は、廃止する。

資１　第16期大分市環境審議会委員

［任期　2024(R6).8.1～2026(R8).7.31］

区　　分	氏　　名	勤務先又は推薦団体等	備　　考
学識経験を有する者	大上　和敏	大分大学	（会長）
	東野　　誠	大分工業高等専門学校	
	濵永　康仁	日本文理大学	
	杉村　忠彦	大分市連合医師会	
	多森　直樹	大分市薬剤師会	
市議会議員	高橋　弘巳	大分市議会	（副会長）
	橋本　敬広	大分市議会	
関係行政機関の職員	作田　一浩	大分地方気象台	
	関　　博行	大分中央警察署	
その他市長が適当と認める者	大塚　　浩	大分商工会議所	
	竹﨑　一誠	大分県経営者協会	
	三宮　徹一郎	大分市工業連合会	
	首藤　征典	連合大分中部地域協議会	
	荒金　一義	大分市自治会連合会	
	佐藤　日出美	大分市自治会連合会	
	秦　　和恵	大分市自治会連合会	
	松尾　敏生	ＮＰＯ法人大分環境カウンセラー協会	
	桑野　恭子	ＮＰＯ法人地域環境ネットワーク	

［2026(R8)年3月31日現在］

資２　大分市環境基本計画における目標設定等

環境目標ごとに各課が設定した数値目標及びその達成状況については以下のとおりとなっています。

環境分野	環境指標	現状値 2025(R7)年度	中間目標値 2029(R11)年度	目標値 2034(R16)年度
豊かな自然多様な生物と共にいきるまち（自然環境）	森林整備面積（累計）	94.14 ha	181 ha	※3 －
	増殖場造成面積	101,373 ㎡	144,000 ㎡	※3 －
	新規就農者数（累計）	221 人	284 人	※3 －
	アライグマ捕獲努力量（巣箱型わな数×設置日数）	30,584 わな日	50,000 わな日	50,000 わな日
	生物多様性に関する連携協定数	0 社	8 社	16 社
	市内の自然共生サイト登録数	3 ヶ所	3 ヶ所	5 ヶ所
	セラピープログラム参加者数	590 人	550 人	600 人
おおいたらしい風景を守り活かすまち（快適環境）	身近なところで緑を感じたり親しむ事ができていると感じる市民の割合	73.5 %	75.7 %	※3 －
	ボランティア清掃団体登録件数	259 団体	262 団体	※3 －
	郷土おおいたの歴史文化に興味をもっている児童生徒の割合	小学校 72.7 %	小学校 80 %	※3 －
		中学校 66.6 %	中学校 70 %	※3 －
健康な生活を確保し安心して暮らせるまち（生活環境）	大気汚染物質の環境基準達成項目数（全6項目）	4 項目	6 項目	6 項目
	有害大気汚染物質の環境基準達成項目数（全4項目）	4 項目	4 項目	4 項目
	道路に面した地域における騒音（自動車騒音）の環境基準達成率	95.9 %	100 %	100 %
	河川（BOD）の環境基準達成率（全10水域）	80 %	100 %	100 %
	海域（COD）の環境基準達成率（全9水域）	100 %	100 %	100 %
循環型社会の実現にみんなで取り組むまち（資源循環）	ごみ排出量（総処理量）	147,492 t	147,647 t	※3 －
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	595 g/人･日	567 g/人･日	※3 －
	事業系ごみ排出量	45,630 t	49,245 t	※3 －
	リサイクル率	17.4 %	24 %	※3 －
	最終処分率	7.3 %	5.8 %	※3 －
ゼロカーボンシティを実現するまち（地球環境）	温室効果ガス排出量（特定事業所を除く）	※1 29 %減	※2 50以上 %減	※3 －
	温室効果ガス排出量（特定事業所）	※1 9.7 %減	※2 30 %減	※3 －
	業務部門の温室効果ガス排出量	※1 32.9 %減	※2 62 %減	※3 －
	家庭部門の温室効果ガス排出量	※1 26.5 %減	※2 66 %減	※3 －
	運輸部門の温室効果ガス排出量	※1 13.8 %減	※2 21 %減	※3 －
みんなで環境保全に取り組むまち（環境教育･連携）	環境学習会・講演会参加者数	1,430 人	1,000 人	1,500 人
	「環境イベント情報や募集情報等お知らせ」サイト年間アクセス件数	575 件	3,000 件	3,000 件
	大分市環境保全活動団体登録数	35 団体	37 団体	37 団体
	こどもエコクラブ在籍者数	251 人	300 人	300 人

※1　温室効果ガス排出量は 2022(令和 4)年度の数値
※2　中間目標値は 2030(令和 12)年度の数値
※3　2034(令和 16)年度の目標値は、関連計画の目標値と整合を図るため、本計画の中間見直し時に設定します。